

Zenken通信 (vol. 60)

▽ 今回のお届け情報

Title: 浜松市「現場代理人の常駐義務を緩和」

Outline

添付資料P1～2

○浜松市は9月1日より、中小建設企業の負担を軽減し、入札参加機会の拡大を図るため、現場代理人の常駐義務を緩和して、2件の工事まで兼務できることとした。

[見直し内容]

兼務する工事が、次の①～③の条件を満たすことが必要（詳細は添付資料P2）

① 2件とも浜松市発注の工事

② 建築以外 ⇒ 2,500万円未満の工事
建築 ⇒ 5,000万円未満の工事

③ 兼務する2件の工事現場間の移動時間が概ね30分以内

担 当 : 事業企画課 林

浜松市

現場代理人の常駐緩和

要件合致で兼務認める

浜松市は、市工事執行規則第21条第2項に規定する、現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和する。同一の現場代理人として配置できる工事は2件までとし、当該現場間の移動時間がおおむね30分以内で、いずれも市（上下水道部含む）発注工事であるとい

った要件に合致した場合に兼務を認める。9月1日から適用している。対象となるのは、建築工事以外は、工事請負額（税込み）がいずれも2500万円未満の工事、2件の工事の請負額合計が5000万円未満、建築工事の場合は、工事請負

額（同）がいずれも5000万円未満の工事、2件の工事の合計額が1億円未満であることなどを条件としている。

現場代理人の常駐義務は、中小建設企業にとって人的な負担となっており、入札参加の支障になっている。同市以外で静岡県内では、県のほか静岡市と富士宮市が、現場代理人の常駐義務の緩和をすでに施行している。

平成21年9月3日

浜松市財務部調達課

現場代理人の常駐義務緩和について

現場代理人については、浜松市工事執行規則第21条第2項に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務を、以下に定める要件に合致した場合、当該義務を緩和することとしましたのでお知らせします。

1 対象工事

- (1) 同一の現場代理人として配置できる工事は2件までとし、いずれも浜松市（上下水道部含む）発注工事であること。
- (2) <建築工事以外の工事>
工事請負額（税込み）がいずれも2,500万円未満の工事で、2件の工事の請負額合計が5,000万円未満であること。
<建築工事の場合>
工事請負額（税込み）がいずれも5,000万円未満の工事で、2件の工事の合計額が1億円未満の工事。
- (3) 当該工事現場から他の当該工事現場までの移動時間が概ね30分以内の工事。
ただし、上記（1）から（3）にかかわらず、工事内容や工事における特殊性により兼務を認めない場合があります。

2 兼務の手続きについて

- (1) 兼務可能な工事については公告又は指名通知書において指定し、併せて当該指定工事の設計図書に特記仕様書を添付します。
- (2) 兼務を希望する場合は、両監督員と十分調整し承認の上、兼務届をそれぞれの工事担当課へ提出してください。
- (3) 変更等によりいずれかの工事の請負代金が上記金額を上回った場合は、兼務を解除（兼務を認めない）、新たな現場代理人を常駐させることとなります。

3 その他

請負者は、現場代理人の兼務が認められた場合、以下の事項を遵守し、安全管理により一層配慮してください。

- (1) 現場代理人は対象工事のいずれかに常駐しなければなりません。
- (2) 現場代理人は発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことが出来る体制をとらなければなりません。
- (3) 兼務を認める場合の手続きに関し虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取り消すとともに、入札参加停止等の措置をとることがあります。

実施時期 平成21年9月1日